

## 社会福祉法人川南町社会福祉協議会評議員・役員等の 報酬等及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川南町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条、及び定款第25条に基づく評議員、役員等の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (評議員及び役員等の報酬の額)

第2条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第10条に定める範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 役員等の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表第2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、役員のうち会長の職にある者の報酬は月額とし、同表に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。なお、国又は地方公共団体の職と兼職する役員等には、支給しない。

### (費用の弁償)

第3条 本会は、評議員及び役員等がその職務を行うために要する費用を弁償する。

2 前項の規定により弁償する額は、別表3のとおりとする。

### (規定の改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

1 この規程は、平成29年6月20日から施行する。

2 役員並びに評議員等の報酬等に関する規程（平成13年規程）は廃止する。

別表 1

| 役 職 | 報酬額（1人当たり） | 年度総額（1人当たり） | 年間総額（合計） |
|-----|------------|-------------|----------|
| 評議員 | 日額 3,000円  | 30,000円     | 330,000円 |

別表 2

| 役 職      | 報酬額（1人当たり） | 年度総額（1人当たり） | 年間総額（合計） |
|----------|------------|-------------|----------|
| 理事（会長以外） | 日額 3,000円  | 30,000円     | 270,000円 |
| 理事（会長）   | 月額 50,000円 | 600,000円    | 600,000円 |
| 監事       | 日額 3,000円  | 30,000円     | 60,000円  |
| 委員       | 日額 3,000円  |             |          |

別表 3

| 区 分   | 町 内  | 町 外                        |
|-------|------|----------------------------|
| 費用の弁償 | 500円 | 社会福祉法人川南町社会福祉協議会旅費規程を適用した額 |